

平成28年度 5月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年5月2日（月）午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (委員会許可分 3件)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (町許可分 2件)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (町許可分 9件)
議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について (町承認分 1件)
議案第5号 農用地利用集積計画について (委員会決定分132件)
報告第1号 農地法第18条第6項による通知書 (7件)
報告第2号 農地転用許可不要届 (1件)
その他

出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則
木下 信行 牛島 博子 原 善實 田中 市三 田中 芳春
鷺崎 和志 中島 勝 小池 正保 田中 良明 中野 秋彦 大川 幸博
中山 好典 鶴 香代子 吉丸 俊春 森園 寛治 内田 秀光 大坪 正治
欠席者 峯 孝樹
事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より5月の定例農業委員会を開催します。

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

新緑の季節を迎えた中、農業委員会定例会に参加いただきありがとうございます。

報告として、農地利用増進事業において、北茂安地区で1件、三根地区で2件の斡旋したことを報告します。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分3件）、議案第2号として農地法第4条の規定による許可申請について（町許可分2件）、議案第3号として農地法第5条の規定による許可申

請について（町許可分9件）、議案第4号として農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（町承認分1件）、議案第5号として農用地利用集積計画について（委員会決定分132件）、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（7件）、報告第2号として農地転用許可不要届について（1件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、1番〇〇委員さんと3番〇〇委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

譲受人が小作として耕作していた農地であり、所有者より売却の申出あったことによる農地の所有権移転であり、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

親子ではないのですか。

〇〇 委員

親子ではありません。

会 長

他に無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号2農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

農地の所有権移転にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号2については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

現地確認を行っております。申請地は譲受人の隣接した農地であり、耕作もされており、生産組合長の同意も得られていることから農地の所有権移転にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号3については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

先月の委員会において意見があった「許可判断」の文言について、農業委員会の意見を付して書類を送付することから、「副申」の文言で記載していることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

転用理由は、今回子供家族と同居することとなったため、増築を計画したところ、土地改良で水路の残地として換地を受けた農地に建築せざるを得ないことと、既存の家屋、小屋が農地部分に建っていたということで、始末書の添付もあり、周囲への影響もないことから農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

土地改良区の意見書は出されているでしょうか。

事務局

「支障なし」での意見書が添付されています。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号2農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

自己の居住用住宅建設のための申請であり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

自宅建設予定であるが、接道がないため、通路確保のための申請であり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

付近見取図の名前と申請者が違うが、息子さんが家を建てるのですか。

〇〇 委員

そうです。

〇〇 委員

進入用通路がなかったということですか。

事務局

今まで建築基準法に基づく道路がなかった状況について、土地利用計画図により、現況と転用後の利用計画を説明。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏

名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に現地確認を行いました。

申請地は、地区の祭田として利用されていた農地であり、第3種農地と判断され、排水、周辺農地への影響もなく、生産組合長の同意も得られていることから、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

事業申請者と許可権者が同じであるが、農地転用の事務手続き上問題はないのか。また、ネットワーク機構の意見は必要とされていないのでしょうか。

事務局

知事許可の場合でも、県知事より知事あてに申請がなされている。また、ネットワーク機構への意見聴取は3,000㎡以上の案件と1,000㎡以上の第1種農地の転用とされており、本案件は審議案件にはあたりません。

〇〇 委員

転用目的の「住宅及び事業用地」とは何か。

〇〇 委員

公共事業で買収にかかる方が、自宅で理容業をされており、道路沿いの場所が良いということで、今回の申請地の選定がなされている。

〇〇 委員

直接買収にかかった者からの転用はできなかったのか。

町が事業実施者となるのであれば、何でも転用ができると思われかねないのではないのでしょうか。

事務局

交渉における条件及び地権者との協議で今回の申請手続きになったと聞いています。

〇〇 委員

譲渡人の税制面等の問題と考えますが。

〇〇 委員

農業委員会として慎重に協議していくべきと考えます。

〇〇 委員

手続き上の問題ではあるが、農業委員会の責任は重大となってくる。

〇〇 委員

申請者と許可権者についての明確な回答を出してもらいたい。

事務局

確認を行っておきます。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。
農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質

疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に現地確認を行いました。

申請地の東西は住宅に囲まれており、農地の広がりもないことから、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

資金計画に、「買取仮承認通知書」とあるが、これはどの様ものでしょうか。

事務局

金融機関の貸付決定通知書と同様として取り扱われています。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号4は、申請どおり許可相当として町へ副申送付することに決定いたしました。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号5農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

北茂安中学校の東側の丘陵地であり、50年くらい前にみかん畑として造成された場所であるが、現在は荒廃している。周辺には太陽光発電設備により囲まれており、草刈り等の要望がなされている場所であり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号5について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号5は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号6農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号6農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

分家住宅の建築用地であり、地区内集落と接続しております。また、排水は議案説明のとおりとなっております。農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

水路への分筆部分も申請地に入っていますか。

事務局

水路への塩ビ管理設部分も申請地とされていることを、字図により説明。

〇〇委員

埋設した場合も許可が必要か。

事務局

同意が得られれば問題ないが、今回は分筆されています。

〇〇委員

使用貸借とされているが、所有者が死亡すれば再度農地法の手続きが必要となりますか。

事務局

地目が宅地になれば農地法の手続きは不要です。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号6について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号6は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号7農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号7農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。
転用目的は建売住宅の建設であり、排水先は西側側溝であり、周辺農地への影響もないことから、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

字図では、道幅も狭くなっており、議案説明と違っているが、どのようになっているのか。

事務局

現況は、土地利用計画図どおり6メートル幅の道路があるが、手続きはされているが字図の修正が間に合っていない。手続きの実施確認は行っています。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号7について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号7は、申請どおり許可相当として町へ副申送付することに決定いたしました。議案第3号8農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号8農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。
既存のトラックターミナルの拡張であり、排水は問題ないため、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇 委員

許可基準について、再度説明をしてほしい。

事務局

申請地は、土地改良事業を行っていることから「第1種農地」と判断。第1種農地の許可要件として、既存用地の1/2を超えない敷地の拡張は許可できるとされている。

〇〇 委員

次に再度敷地拡張で申請した場合。例えば、最初が2反の転用で次が1反の転用を行った場合、基準となる面積はどのようになるのか。

事務局

3反の面積を基準とし、転用面積を算定する。

〇〇 委員

トラックターミナルということで、油の対応はどうしているのか。環境問題が起きる可能性があり、農業委員会での規制はできないか。

事務局

土地利用計画図により、既存敷地内に洗車の際の対応として、油水分離槽が設置されており、環境面での対応はなされている。

〇〇委員

排水は既存の水路に流すことで間違いないか。

事務局

間違いない。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号8について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号8は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、一体事業の申請として、議案第3号9農地法5条の許可申請及び議案第4号農地転用事業計画変更申請承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号9農地法5条の許可申請及び議案第4号農地転用事業計画変更申請承認について、転用目的が一体事業のため、一括して申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書及び農地転用許可後の事業計画変更申請に係る調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由、事業計画承認申請の妥当性について説明を行い、許可及び承認要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

4月25日に現地確認を行いました。

農地転用及び事業計画変更にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

当初の許可年月日は間違いはないか。また、5条申請の隣接農地は当初申請では漏れていたのか。

事務局

昭和52年の許可指令書は添付をされており、間違いはない。また、5条申請地は転用事業者が一体的に活用するため、今回新たに申請したものです。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号9農地法5条の許可申請及び議案第4号農地転用事業計画変更申請承認申請について許可及び変更承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号9農地法5条の許可申請及び議案第4号農地転用事業計画変更申請承認は、申請どおり許可相当及び承認相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

事務局

受付番号135番の案件について、4月20日に県農業公社あっせんによる調整を行ったが、所有者が急逝のため、所有者が死亡したことによる事務手続き中止により議案からの除外の上での議案審議について説明する。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

会 長

質疑が無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P110報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第2号 農地転用許可不要届について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（農地転用許可不要届）について、土地の所在、地目、面積、転用届出者などを読み上げて説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

現地確認を行いました。耕作の農地が自宅から離れていることから、昨年までイチゴハウスとしていた場所に、ハウスパイプを利用した農機具倉庫を建てたいとの届出であ

り、農地の転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので報告については、届出どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他ということをお願いします。

その他

事務局

① 熊本地震義援金への対応について

全国農業会議所での決定事項。

事務局（案）として、委員積立金から1人1口1,000円の義援金を送付することについて審議し、承認を得る。

②平成28年度の農業委員会活動計画について

今年度の活動計画については、活動計画（案）の意見聴取をホームページで求めることなく、農業委員会での議決後、県へ送付されていることから、今回の（案）についての修正等の意見を5/25頃までに連絡いただき、その結果について来月の委員会で審議を行ってもらうことを説明する。

〇〇 委員

共済理事の任期が5月末までとなっていることから、今月末で退任の意向説明。

会 長

今回は6月2日（木）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、6月2日（木）実施するというように決定いたします。

それから、来月の現地調査を5月25日（水）午前中に予定しておりますのでよろしくお願い致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで5月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 3 番